

令和 7 年度第 8 回教育委員会定例会

議事日程及び議案等

令和 7 年 1 1 月 2 1 日（金）

1 5 時 3 0 分

於：女性第一・第二研修室

議事日程

令和7年11月21日（金）15時30分

女性第一・第二研修室

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣告
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案審査順

公開予定（案）

定第53号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免について〕

請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】

報告事項(2) 令和7年度文部科学大臣表彰「学校保健」及び「学校安全ボランティア活動奨励賞」受賞者について

報告事項(3) 令和7年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰について

非公開予定（案）

定第54号議案 令和7年度鹿児島市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等の教育委員会表彰の件

定第55号議案 令和7年度鹿児島市社会教育功労者及び社会教育優良団体の教育委員会表彰の件

定第56号議案 市立学校における詳細調査の件

定第57号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件（鹿児島市立科学館）

定第58号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件（鹿児島市立ふるさと考古歴史館）

定第59号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件（旧島津氏玉里邸庭園）

定第60号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件（南洲公園西郷南洲顕彰館）

定第61号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件

(鹿児島市小松原一丁目集会所)

定第 6 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(鹿児島市中福良集会所)

定第 6 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(鹿児島市勤労女性センター)

定第 6 4 号議案 公の施設の指定管理者の指定に係る議案についての意見に関する件
(鹿児島市勤労青少年ホーム)

定第 6 5 号議案 工事請負契約締結に係る議案についての意見に関する件 (福平小学校
校舎増築その他本体工事)

定第 6 6 号議案 鹿児島市立学校条例の一部を改正する条例一部改正に係る議案につい
ての意見に関する件

定第 6 7 号議案 令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算(第 5 号)(教育委員会関係分)
に係る議案についての意見に関する件

報告事項(1) 令和 7 年度全国学力・学習状況調査の鹿児島市の分析等について

報告事項(4) 市立学校におけるいじめの重大事態の発生について

報告事項(5) 第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画(素案)の策定及び策定に係
るパブリックコメント手続きの実施について

6 その他

7 閉 会

代決処分の承認を求める件

鹿児島市教育委員会の事務局及び教育機関の職員の任免について、鹿児島市教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり代決したので、同条第 2 項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 1 日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

(参 照)

鹿児島市教育委員会事務委任等規則（抜粋）

（鹿児島市教育委員会教育長に対する委任事務）

第 2 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員会は、次に掲げる事務、第 6 条の事務及び鹿児島市教育委員会事務補助執行規程（平成 9 年教育委員会訓令第 1 号。以下「教育委員会事務補助執行規程」という。）の規定により市長の事務部局の職員に補助執行させる事務を除き、その権限に属する事務を鹿児島市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任する。

(1)～(3) 略す

(4) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

(5)～(20) 略す

（代決）

第 4 条 教育長は、緊急止むを得ないときは、第 2 条各号の教育委員会の権限に属する事務を代行することができる。

2 教育長は、前項の規定により教育委員会の権限に属する事務を代行したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

鹿 児 島 市 人 事 異 動

(令和7年11月1日付)

○印は昇任者

新	旧	氏 名
【 教 育 委 員 会 】 (係 長 級) 総務課付 専門員 美術館 主査 総務課付 主査 (中央学校給食センター併任)	総務課付 専門員 (中央学校給食センター併任) 人事課付 主査 市民相談センター 主査 (中央学校給食センター併任)	中馬 一成 中村 太 山下 洋一

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願

から鹿児島市教育委員会会議規則第41条の規定に基づき別紙のとおり請願書が提出されたので、同規則第43条の規定に基づきその採否を諮る。

令和7年9月25日

提 出

鹿児島市教育委員会

教育長 原之園 哲哉

（参 照）

鹿児島市教育委員会会議規則（抜粋）

第8章 請願

第41条 委員会に請願しようとする者は、請願書を、教育長に提出しなければならない。

第42条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び職業年令を記し、各自の署名捺印を必要とする。

2 団体の請願は、その代表者が署名捺印するとともに、団体の印をおさなければならない。

第43条 請願書が提出されたときは、教育長は、委員会の会議に付してその採否を議決しなければならない。

第44条 前条により採択した請願は、次の会議の議事日程にこれを加えなければならない。

2 前条により採択しないと決したものは、理由を付して教育長を通じて、請願人に通知しなければならない。



2025年9月8日

鹿児島市教育委員会教育長殿

住所：

名前

<請願内容>

小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにして下さい。

<請願理由>

全国の小中学校の給食では毎日大量の牛乳が廃棄されています。

その背景に、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達がいま
す。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなどの理由で飲めない子達が少なくありません。乳糖不耐症の診断書を提出して牛乳を停止している場合もありますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかりますし、それができることを知らない家庭も多いようです。

日本人を含めアジア人の9割が実は乳糖不耐であると言われている中

（資料1）：自分の体質に合わないものを嫌って飲みたくないことは、単なる好き嫌いだと見なさず尊重されるべきではないでしょうか。牛乳を飲まない子も、本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。ですので、カルシウム摂取に牛乳を用いたくない家庭から牛乳代をとるのはどうなのかという意見もあります。また、無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の陳情が採択され、2023年の2学期から実施しています。多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声があったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします（資料2）。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、毎日大量の食品が当たり前のように廃棄されない教育環境のためにも、小中学校の学校給食で牛乳の飲用を多摩市のように選択できる対応にして下さい。どうぞよろしくご密議お願い申し上げます。

添付資料

1. 「乳糖不耐症」について（MSD マニュアル家庭版より）
2. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について（計4ページ）

乳糖不耐症

執筆者: **Zubair Malik**, MD, Virtua Health System

レビュー/改訂 2023年3月

乳糖不耐症とは、消化酵素の ラクターゼの欠乏により乳糖が消化できない状態のことで、下痢や腹部のけいれん痛を起こします。

原因 | 症状 | 診断 | 治療

- 乳糖不耐症は酵素の ラクターゼが欠乏しているために起こります。
- 小児における症状には、下痢と体重増加の遅れなどがあり、成人における症状には、腹部の膨満やけいれん痛、下痢、放屁、吐き気などがあります。
- 診断は、乳製品を摂取した後に症状が現れることを確認することに基づいて下され、水素呼吸試験で確定できます。
- 治療としては、ラクターゼのサプリメントを服用し、乳糖、特に乳製品に含まれる乳糖を避けるようにします。

乳糖は、牛乳や乳製品で主に含まれている糖で、小腸の内層の細胞で生産される ラクターゼという酵素により分解されます。ラクターゼは糖の複合体である乳糖を、ブドウ糖とガラクトースという2つの成分に分解します。この2つの単糖は腸壁から血液中に吸収されます。ラクターゼが欠乏していると、乳糖を消化吸収できません。その結果、高濃度になった乳糖が小腸に水分を引き寄せ、水様性下痢を起こします。その後乳糖は小腸を通過して大腸に入り、細菌によって発酵されてガスが生じ、ガスによって放屁、腹部膨満、差し込むような腹痛が起こります。

牛乳アレルギーは乳糖不耐症と異なります。乳糖不耐症と対照的に、牛乳アレルギーの場合は牛乳を適切に消化できますが、牛乳中のタンパク質が免疫系による反応を誘発します ([アレルギー反応の概要](#)を参照)。牛乳アレルギーは通常は小児にみられます。

知っていますか？

- 北欧系の人々を除くと、健康な成人でも大半が大量の乳糖を消化することはできないため、正常な状態でも「乳糖不耐症」です。

乳糖不耐症の原因

乳児ではラクターゼの量が豊富で、母乳や牛乳の消化を可能にしています。しかし、多くの民族では（黒人とヒスパニック系では80%、アジア系では90%以上）離乳後にラクターゼの量が減少します。量が減少することは、これらの民族の年長児や成人は、大量の乳糖を消化できないということです。一方、欧州北西部に起源をもつ白人の80～85%は、生涯にわたってラクターゼが作られるため、成人になっても牛乳や乳製品を消化することができます。このため、米国民の民族構成から、米国では3000万～5000万人が乳糖不耐症であると考えられます。この「不耐症」が実は世界人口の75%以上の人々にあって正常な状態とされていることは、興味深い事実です。

腸管感染症（[胃腸炎の概要](#)を参照）などの病気により小腸粘膜に損傷が生じたときに一時的な乳糖不耐症が発生することがあります。これらの病気が回復すれば、再び乳糖が消化できるようになります。

乳糖以外の糖に対する不耐症も起こりますが、その頻度は比較的まれです。例えば、スクラーゼという酵素が欠乏すると、ショ糖が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられ、マルターゼやイソマルターゼという酵素が欠乏すると、麦芽糖（マルトース）が分解されて血液中に吸収されるのが妨げられます。

乳糖不耐症の症状

乳糖不耐症があると、通常は牛乳や乳製品（いずれも乳糖を含んでいる）に耐えられません。成人では通常、250～375ミリリットル以上の牛乳を飲んだときだけ症状が現れます。牛乳やその他の乳製品により胃腸の問題が現れることに若いうちに気づいた人は、意識してまたは無意識に乳製品の摂取を控えることがあります。

乳糖不耐症がある小児では下痢がみられ、牛乳が食事に含まれていると体重が増えないことがあります。

成人では、腹部の膨満やけいれん痛、水様性下痢、放屁、吐き気、腸のゴロゴロ音またはゴボゴボ音（腹鳴〔ふくめい〕）がみられることがあり、乳糖を含む食事を食べた後、30分から2時間で切迫した便意が生じることがあります。一部では、重度の下痢のために、体内から栄養素があまりに急速に排泄され、栄養素が適切に吸収されない場合もあります。しかし、乳糖不耐症によって起こる症状は、通常は軽度です。対照的に、[セリアック病](#)、[熱帯性スプルー](#)、腸の感染症のような病気で見られる[吸収不良](#)によって起こる症状はより重度のものです。

牛乳アレルギー

牛乳アレルギーの小児でも、牛乳や乳製品を摂取した後に症状が現れます。しかし、これらのかゆみ、発疹、喘鳴（ぜんめい）などの症状は、他のアレルギー反応と類似しています。ときに嘔吐、腹痛、まれに下痢などの消化管症状がみられる小児もいます。

成人では牛乳アレルギーはまれで、嘔吐や食道逆流の症状も起こることがあります。

乳糖不耐症の診断

- 乳糖摂取後にみられる症状の医師による評価
- ときに水素呼吸試験

乳製品を摂取した後に症状が出る場合に、乳糖不耐症が疑われます。3～4週間、乳製品を除いた食事を試し続けて症状が消失し、その後乳製品を摂取すると症状が再び現れる場合に、診断が確定します。

特異的な検査が必要になるのはまれですが、場合によっては呼気試験を行って診断を確定することがあります。

水素呼気試験（ラクトース呼気試験とも呼ばれます）は、4時間かかる検査です。この検査では、少量を量り取った乳糖を摂取してもらいます。乳糖の摂取前と摂取後に、吐く息に含まれる水素ガスの量を1時間毎に測定します。水素を測定するのは、吸収されなかった乳糖を腸内細菌が消化するときに水素が発生するためです。乳糖を摂取した後に吐いた息に含まれる水素の量が著しく増加した場合、その人は乳糖不耐症です。

この代わりとなるものに**乳糖負荷試験**がありますが、感度が低く、現在ではまれにしか行われません。量を測定した乳糖を摂取した後に、医師が症状をモニタリングし、数回にわたり血糖（グルコース）値を測定します。乳糖を消化できる場合は症状が現れず、グルコースの血中濃度が上昇します。乳糖を消化できない場合は、20～30分以内に下痢、腹部膨満、腹部不快感が現れ、グルコースの血中濃度は上昇しません。

乳糖不耐症の治療

- 乳糖の回避
- ラクターゼのサプリメントを服用する
- ときにカルシウムのサプリメントを服用する

乳糖不耐症は、食事で乳糖を含む食品、主に乳製品の摂取を控えることでコントロールできます。ヨーグルトには乳酸桿菌（lactobacilli）が生産するラクターゼが天然に含まれているため、多くの場合ヨーグルトは耐えられます。チーズに含まれる乳糖の量は牛乳より少なく、摂取量にもよりますが、多くの場合耐えられます。乳糖を減らした牛乳などの製品が多くのスーパーマーケットで入手できます。

乳製品の摂取を控えなければならない人は、カルシウムのサプリメントを摂取して、カルシウム欠乏を予防する必要があります。

ラクターゼのサプリメントは処方せんなしで購入でき、乳糖を含む飲食物を摂取する際に服用できます。



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.



Copyright © 2025 Merck & Co., Inc., Rahway, NJ, USA and its affiliates. All rights reserved.

学校給食における飲用牛乳の対応について

ページ番号1012241 | 更新日 2024年9月27日

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、令和5年9月より診断書の提出が無くても飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応しています。

[学校給食における飲用牛乳の対応について \(PDF 554.1KB\)](#) 

このページに関するお問い合わせ

教育部学校給食センター南野調理所

〒206-0032 東京都多摩市南野一丁目2番1号

電話番号：042-371-2417 ファクシミリ番号：042-337-7663

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

教育部学校給食センター永山調理所

〒206-0025 東京都多摩市永山七丁目1番地

電話番号：042-375-4661 ファクシミリ番号：042-337-7661

電話番号のかけ間違いにご注意ください

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。



令和 7 年度文部科学大臣表彰「学校保健」及び
「学校安全ボランティア活動奨励賞」受賞者について

1 表彰の趣旨

学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し多大な成果をあげた個人、学校及び団体を表彰し、学校保健及び学校安全の振興に資する。

2 受賞校・受賞者・受賞団体

(1) 学校保健（学校）表彰

【学校保健：学校の部】（全国表彰：12校）

坂元中学校（生徒数：369人 校長：濱田 津世志）

(2) 学校安全ボランティア表彰

【学校安全ボランティア団体の部】（全国表彰：23団体）

八幡校区コミュニティ協議会（代表者：和田 一雄）

3 表彰式

令和 7 年度全国学校保健・安全研究大会（神奈川県横浜市）

日時：令和 7 年 11 月 20 日（木）

令和７年度「障害者の生涯学習支援活動」に係る 文部科学大臣表彰について

1 令和７年度「障害者の生涯学習支援」に係る文部科学大臣表彰

(1) 主催

文部科学省

(2) 趣旨

障害者の生涯学習を支援する活動について、その内容が他の模範と認められる個人・団体に対し、功労・功績をたたえ表彰し、障害者の生涯学習の普及・発展に資する。

(3) 受賞団体

【文部科学大臣表彰：功労者の部】（全国表彰：４３団体）

鹿児島ふうせんバレーボール協会（会員数：９１人 会長：小森 孝一郎）

〔表彰理由〕

「ふうせんバレーを楽しむ会」として発足し、３０年以上の長きにわたり、障害のある方と健常者が交流しながら、ふうせんバレーボールを通して相互の健康維持・増進を図るとともに、障害のある方の社会参画意識を高めるための活動等を継続してきたことが評価された。

(4) 表彰式

期日：令和７年１２月９日(火)

場所：文部科学省 東館３階 第一講堂